

別表 1 健康情報等の種類及び具体的内容、健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

健康情報等の種類及び具体的内容	取り扱う者 及びその権限			
	担当 ア	担当 イ	担当 ウ	担当 エ
① 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 6 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本校が作業環境測定の結果の評価に基づいて、教職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△
①－ 1 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
② 安衛法第 6 6 条の第 1 項から第 4 項までの規定に基づき本校が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 6 6 条第 5 項及び第 6 6 条の 2 の規定に基づき教職員から提出された健康診断の結果	△	○	△	△
②－ 1 上記の健康診断を実施する際、本校が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△
②－ 2 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
③ 安衛法第 6 6 条の 4 の規定に基づき、本校が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第 6 6 条の 5 第 1 項の規定に基づき本校が講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
④ 安衛法第 6 6 条の 7 の規定に基づき本校が実施した保健指導の内容	△	○	△	△
④－ 1 上記の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
⑤ 安衛法第 6 6 条の 8 第 1 項（第 6 6 条の 8 の 2 第 1 項、第 6 6 条の 8 の 4 第 1 項）の規定に基づき本校が実施した面接指導の結果及び同条第 2 項の規定に基づき教職員から提出された面接指導の結果	△	○	△	△
⑤－ 1 上記の教職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑥ 安衛法第 6 6 条の 8 第 4 項（第 6 6 条の 8 の 2 第 2 項、第 6 6 条の 8 の 4 第 2 項）の規定に基づき本校が医師から聴取した意見及び同条第 5 項の	◎	○	△	△

規定に基づき本校が講じた面接指導実施後の措置の内容				
⑦ 安衛法第66条の9の規定に基づき本校が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△
⑧ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき本校が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果	△	○	△	△
⑨ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき本校が実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑨－1 上記の教職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑩ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき本校が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき本校が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑪ 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて本校が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	○	△	△
⑫ 労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、教職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△
⑬ 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
⑭ 通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△
⑮ 健康相談の実施の有無	△	○	△	△
⑯ 健康相談の結果	△	○	△	△
⑰ 職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△
⑱ 上記のほか、産業保健業務従事者（別表3 イ）が教職員の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△
⑲ 任意に教職員から提出された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△
<注釈>				

◎：本校が直接取り扱う。

○：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、教職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、必要に応じて地域産業保健センター等の事業場外資源を活用し、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。